



山城博治さんに関する 国連恣意的拘禁作業部会のOpinion

沖縄国際人権法研究会

山城博治さん

- ❖ 沖縄平和運動センター議長
- ❖ 沖縄の平和運動、特に辺野古、高江における米軍新基地・施設建設反対運動のリーダー的存在
- ❖ 非暴力の原則を貫いて行動



	器物損壊	公務執行妨害・傷害	威力業務妨害
2016/10/17	準) 現行犯逮捕		
10/20	勾留請求却下	通常逮捕 (同年8月25日の件)	
同日	検察による準抗告認容・勾留決定		
10/23		勾留決定 全面接見禁止決定	
10/28	勾留延長決定		
11/01		勾留延長決定	
11/02		勾留延長に対する準抗告	
11/04	処分保留釈放		
11/11	起訴	起訴	
11/29			通常逮捕 (同年1月末の件)
12/01			勾留決定
12/09			勾留延長決定
12/20			起訴
	この間何度も保釈請求却下・準抗告請求棄却		
2017/03/7			保釈請求認容
03/10		配偶者のみ接見等禁止が解除	
03/17	第一回公判		
3/18		保釈請求認容	

沖縄国際人権法研究会の取り組み

- ❖ 山城博治さんの弁護士団・IMADR・沖縄国際人権法研究会の三者で恣意的拘禁作業部会へ情報提供（2017年1月から。追加情報提供3回）
- ❖ ジュネーブ行動（山城博治さん人権理事会で口頭声明発表／2017年6月）
- ❖ 関連する特別報告者への情報提供

Opinion 55/2018 (2018年8月採択)

❖ 山城さんの自由の剥奪はカテゴリIIとVに該当し、恣意的

❖ 前提

▶ 作業部会は「身体拘束が国内法上適正であっても、司法手続きや国内法そのものが国際人権法の基準に合致しているか」を判断する

(パラ61)

▶ 沖縄で平和運動に長年取り組んできた山城さんは「人権擁護者」

として、その権利の保護にはより厳格な基準が適用される

(パラ62)

	器物損壊	公務執行妨害・傷害	威力業務妨害
2016/10/17	準) 現行犯逮捕		
10/20	勾留請求却下	通常逮捕 (同年8月25日の件)	2度目、3度目の遡及的逮捕は身体拘束を長引かせるためのものと主張に同意 (パラ 67)
同日	検察による準抗告認容・勾留決定		
10/23		勾留決定 全面接見禁止決定	
10/28	勾留延長決定		
11/01		勾留延長決定	
11/02		勾留延長に対する準抗告	
11/04	処分保留釈放		
11/11	起訴	起訴	
11/29			通常逮捕 (同年1月末の件)
12/01			勾留決定
12/09			勾留延長決定
12/20			起訴
	この間何度も保釈請求却下・準抗告請求棄却		
2017/03/7			保釈請求認容
03/10		配偶者のみ接見等禁止が解除	
03/17	第一回公判		
3/18		保釈請求認容	

	器物損壊	公務執行妨害・傷害	威力業務妨害
2016/10/17	準) 現行犯逮捕		
10/20	勾留請求却下	通常逮捕 (同年8月25日の件)	
同日	検察による準抗告認容・勾留決定		
10/23		勾留決定 全面接見禁止決定	
10/28	勾留延長決定		
11/01		勾留延長決定	
11/02		勾留延長に対する準抗告	
11/04	処分保留釈放		
11/11	起訴	起訴	
11/29			通常逮捕 (同年1月末の件)
12/01			勾留決定
12/09			勾留延長決定
12/20			起訴
	この間何度も保釈請求却下・準抗告請求棄却		
2017/03/7			保釈請求認容
03/10		配偶者のみ接見等禁止が解除	
03/17	5ヶ月に及ぶ身体拘束：説得力のある法的根拠を認めがたい(パラ68)		
3/18			



	器物損壊	公務執行妨害・傷害	威力業務妨害
2016/10/17	準) 現行犯逮捕		
10/20	勾留請求却下	通常逮捕 (同年8月25日の件)	
同日	検察による準抗告認容・勾留決定		
10/23		勾留決定 全面接見禁止決定	
10/28	勾留延長決定		
11/01		勾留延長決定	
<p>事件に無関係の家族まで接見を禁止する合理性・必要性があると思えない。(パラ69)</p> <p>保釈後の広範な面会禁止は必要性・合理性があると認められない(パラ71)</p> <p>→沖縄の人々の在日米軍基地建設に対する抗議活動に萎縮効果をもたらす意図があった可能性を考慮せざる得ない(パラ69)</p>			
2017/03/7			保釈請求認容
03/10		配偶者のみ接見等禁止が解除	
03/17		第一回公判	
3/18		保釈請求認容	

Opinion 骨子

- ❖ カテゴリーII：自由権の行使の結果としての自由の剥奪
 - ▶ 山城さんの自由の剥奪は自由権規約19・21条違反
(19条：表現の自由 21条：平和的集会結社の自由)
 - ▶ 5ヶ月に及ぶ長期勾留は犯罪容疑ではなく、平和運動のリーダーとしての表現の自由の行使をターゲットにしたもの
 - ▶ 沖縄の人びとにもたらす萎縮効果
- 自由権の行使の結果としての自由の剥奪であり恣意的

Opinion 骨子

❖ カテゴリーV：自由の剥奪が国際人権法の禁じる差別に該当

▶ 自由権規約27条に基づく琉球／沖縄のminorityとしての権利

(土地に対する権利、FPIC原則遵守なども含む)

▶ この身体拘束事案の中心にあるのは山城さんの政治的意見であり、当局の山城さんの取り扱いは差別的。政治的意見に基づく差別の強い疑い

→市民活動家に対する差別にあたり、

2条、26条、27条違反。

* 日本の刑事司法手続きにおける「人質司法」現象への懸念